一　名称
　北アルプス特別保護地区
二　区域
　富山県富山市、長野県松本市及び大町市並びに岐阜県高山市の各一部（区域図省略）
三　存続期間
　平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで
四　特別保護地区の保護に関する指針
(一)　特別保護地区の指定目的
　当該区域は、当該鳥獣保護区中央部の富山県、長野県及び岐阜県の三県にまたがって位置し、槍・穂高連峰を中心とする標高約千六百メートルから約三千二百メートルまでの区域であり、大部分が高山帯及び亜高山帯である。
　このような自然環境を反映し、当該区域には、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のライチョウ、イヌワシ等の生息が確認されている。また、特に鷲羽岳、三俣蓮華岳等は、ライチョウの生息にとって重要である風衝地群落、ハイマツ群落及び雪田植物群落が散在しているためにライチョウの生息数が多いと考えられることからその生息の中心になり得る地域であり、当該鳥獣保護区の中でも特に重要なライチョウの生息地となっている。
　このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。
(二)　特別保護地区の管理方針
イ　希少鳥獣生息地の保護区として、ライチョウ、イヌワシ等の保護を図るため適切な管理に努める。特にライチョウについては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第一項に基づき定められたライチョウに関する保護増殖事業計画（平成二十四年十月文部科学省・農林水産省・環境省告示第一号）を踏まえ、関係機関と連携して保護に努める。
ロ　違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
ハ　希少鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。
ニ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。
ホ　当該特別保護地区及びその周辺では、過去には生息が確認されていなかったニホンジカ、イノシシ等の生息が確認され、特にニホンジカが高山帯又は亜高山帯へ侵入して高山植物等に被害をもたらすこと及び当該被害がライチョウ等の生息に影響を与えることが懸念されている。このため、中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会で策定された中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針（平成二十五年三月）に基づき、関係機関が連携して総合的にニホンジカ対策を進める。
ヘ　ニホンツキノワグマの生息地であることから、関係機関が連携して人身被害の防止を図る。

○環境省告示第百二十号

　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、北アルプス鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。
　指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
　平成二十六年十月三十一日
環境大臣　望月　義夫

一　名称
　乗鞍特別保護地区
二　区域
　岐阜県高山市の一部（区域図省略）
三　存続期間
　平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで
四　特別保護地区の保護に関する指針
(一)　特別保護地区の指定目的
　当該区域は、当該鳥獣保護区南端、岐阜県の乗鞍岳の標高約二千二百メートルから約三千メートルまでに位置し、大部分がハイマツ群落や高山草原群落から成る高山帯である。このような自然環境を反映し、当該区域には、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のライチョウ、イヌワシ等の生息が確認されている。また、ライチョウの生息にとって重要である風衝地群落、ハイマツ群落及び雪田植物群落が広く発達しているため、ある程度の大規模個体群が生息する地域となっているとともに、他の主要な生息地から比較的強く隔離された地域であるため、分布域の確保の観点から特に重要な生息地となっている。
　このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。
(二)　特別保護地区の管理方針
イ　希少鳥獣生息地の保護区として、ライチョウ、イヌワシ等の保護を図るため適切な管理に努める。特にライチョウについては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第一項に基づき定められたライチョウに関する保護増殖事業計画（平成二十四年十月文部科学省・農林水産省・環境省告示第一号）を踏まえ、関係機関と連携して保護に努める。
ロ　違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
ハ　希少鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。
ニ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。
ホ　当該特別保護地区及びその周辺では、過去には生息が確認されていなかったニホンジカ、イノシシ等の生息が確認され、特にニホンジカが高山帯又は亜高山帯へ侵入して高山植物等に被害をもたらすこと及び当該被害がライチョウ等の生息に影響を与えることが懸念されている。このため、中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会で策定された中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針（平成二十五年三月）に基づき、関係機関が連携して総合的にニホンジカ対策を進める。
ヘ　ニホンツキノワグマの生息地であることから、関係機関が連携して人身被害の防止を図る。

○環境省告示第百二十一号

　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。
　変更された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
　平成二十六年十月三十一日
環境大臣　望月　義夫

一　名称
　中海鳥獣保護区
二　区域
　鳥取県米子市及び境港市並びに島根県松江市及び安来市の各一部（区域図省略）
三　存続期間
　平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで
四　鳥獣保護区の保護に関する指針
(一)　鳥獣保護区の指定目的
　当該区域は、鳥取県西部と島根県東部にまたがり、斐伊川水系の宍道湖の下流に位置し、境水道を通じて日本海につながる汽水湖であるため、淡水性及び海水性の両方の動植物が生息する多様な自然環境を有している。
　このような自然環境を反映して、ガンカモ類を始め約三百種の鳥類の生息が確認されている。特に、ガンカモ類は毎年約六万羽が渡来する国内最大級の渡来地であり、その中でもコハクチョウは毎年千羽以上が渡来し、日本の集団渡来地の南限でもある。
　さらに、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ及びツクシガモ等の希少な鳥類の渡来も確認されている。
　このように、当該区域は、コハクチョウを含むガンカモ類を始め、多くの渡り鳥の越冬地、休息地及び採餌の場として利用されていることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。